

令和 6 年 6 月 27 日

(名称) 芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- 本市では少子・超高齢社会や環境問題に対応し、持続的に発展できるまちづくりを進めて行くためには、これまでの車中心の社会から、車と公共交通が共存した社会への転換を図ることが必要であると考えている。
- このような中、本市の公共交通の現状は、市中心部においては、市を南北に縦断する JR 宇都宮線や東武宇都宮線などの鉄道と併せて路線バス網が整備されている一方で、バス路線が市中心部から郊外に向けて放射状に運行されていることから、郊外に向かうほど、公共交通空白地域が生じている状況である。
- そのため、需要や地域特性に応じて、鉄道やバス、乗合タクシーなどが効率よく連携した公共交通ネットワークを構築し、公共交通空白地域の解消を目指しているところである。
- 本地区（国本地区・篠井地区・富屋地区・横川地区・雀宮地区・上河内地区・河内地区・平石地区・豊郷地区・清原南部地区・姿川地区・石井地区）においては、地区内を路線バスや鉄道などの既存の公共交通が運行しているものの、停留所等までの移動が困難なエリアが存在するなど、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、本事業において生活交通の確保を図るものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- 1 回あたりの平均乗車人数が 2.0 人以上（令和 5 年度実績 2.1 人）
- 自治会加入世帯に占める利用登録世帯の割合が、当該地区人口に占める後期高齢者（75 歳以上）の人口割合以上

地域内交通における 1 回あたりの平均乗車人数を 2.0 人以上とすることで、芳賀・宇都宮地域公共交通計画における公共交通の年間利用者数 3,400 万人の目標値達成の一端を担うものとしている。

【芳賀・宇都宮地域公共交通計画 P 62 参照】

(2) 事業の効果

- 公共交通空白地域の解消
- 高齢者等の通院、買物などの移動手段の確保
- 路線バスや鉄道との連携による広域的な移動利便性の向上

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運航実績や利用者ニーズなどを的確に把握し、運行計画の見直し等を行うとともに、地域行事に合わせた運行や広報活動に積極的に取り組むなど、地域が運営主体となり利用促進を図る。(地域運営協議会) ・ 本市が目指す階層性のある公共交通ネットワークの構築に向けて、LRTやバス等との連携強化に引き続き取り組むとともに、ICカードによる支払いシステムや乗継割引制度、ICTを活用した予約配車システムの普及及び利用促進に取り組むなど、利用者の利便性向上を図る。(地域運営協議会・交通事業者・宇都宮市) <p>【芳賀・宇都宮地域公共交通計画 P 5 2, 5 6 参照】</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>別添の表 1 のとおり。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保事業によって運行の維持を図る 1 2 路線について、その運行に係る費用総額は 145,697,409 円であり、その負担について、地域運営協議会は運賃収入・利用登録料・自治会支援金・企業協賛金等の収入を得て負担し、宇都宮市は運行経費から地域負担、国庫補助金等を差し引いた差額分を基本として負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢化率や乗車率などの数値指標による評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
<p>※地域内フィーダー系統確保維持化計画のため記載せず。</p>
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
<p>※地域内フィーダー系統確保維持化計画のため記載せず。</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>※地域内フィーダー系統確保維持化計画のため記載せず。</p>
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<p>別添の表 5 のとおり。</p>
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないため、記載せず。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※車両を取得しないため、記載せず。

(2) 事業の効果

※車両を取得しないため、記載せず。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※車両を取得しないため、記載せず。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないため、記載せず。

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※貨客混載を取得しないため、記載せず。

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※貨客混載を取得しないため、記載せず。

(2) 事業の効果

※貨客混載を取得しないため、記載せず。

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※貨客混載を取得しないため、記載せず。

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和6年6月

- ・ 横川地区におけるよこかわいきいき号の目的施設の追加について
- ・ 雀宮地区におけるおでかけちゅんちゅん号の目的施設の追加について
- ・ 国本・篠井・富屋・横川・雀宮・上河内・河内・平石・豊郷・清原南部・姿川・石井地区の国庫補助申請について
- ・ 宇都宮市地域公共交通会議の開催（開催日：6月5日）
→地域公共交通計画別紙が承認される
- ・ 芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会（開催日：6月6日）
→当該補助金の申請について芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会において了承される

19. 利用者等の意見の反映状況

地域の運営組織が主体となり、アンケート調査等により地域ニーズの把握に努めながら運行計画を策定するとともに、運行後も適宜見直しを図り、運行の改善に努めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住所） 宇都宮市旭1丁目1番5号

（所属） 総合政策部 交通政策課

（氏名） 主任主事 江連 啓右

（電話） 028-632-2132

（e-mail） u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。